

令和8年度の転園を希望する方へ

新年度に向けた転園手続きについてお知らせします。

市内の他の認可保育所等への転園を希望する方

1 提出書類

- (1)異動届
- (2)教育・保育給付認定(変更)申請書
- (3)転園届
- (4)就労証明書(入所希望日から1年以内に転職をされた方は、前職の就労状況が分かる書類もご提出ください(詳しくは利用案内P.14をご覧ください))
- その他保育を必要とすることを証明する書類

園内にありますので、希望者は、お声掛けください。

(5)住民税課税額証明書

令和7年1月1日時点で市外在住の方は、令和7年度の住民税課税証明書が必要です。
※特別徴収税額決定通知書とは異なります。

※川崎市で、対象年度の税情報が確認できる場合は提出不要です。

(詳細は、お住まいの地区の担当窓口まで御確認ください。)

※令和6年中(1月1日から12月31日)に育児休業を取得しており、令和6年1月1日時点で市外在住の方は、令和6年度の住民税課税証明書が必要です。

※令和5年中から令和6年中まで育児休業を取得しており、令和5年1月1日時点で市外在住の方は、令和5年度(令和4年分)の証明書が必要です。

※令和4年中から令和6年中まで育児休業を取得しており、令和4年1月1日時点で市外在住の方は、令和4年度(令和3年分)の証明書が必要です。

(6)転居予定の場合には、転居先・転居日の分かる書類(賃貸借契約書(写し)、不動産売買契約書(写し)、社宅・寮に入居予定であることを示す会社発行の証明等)

※(2)(3)の個人番号記載欄に個人番号(マイナンバー)をご記入ください。

(窓口で提出される場合)

次のとおり、確認書類の提示をお願いします。

①申込者の個人番号確認書類(マイナンバーカード又はマイナンバー通知カード)

②申込者の本人確認書類

顔写真付の身元確認書類1点(運転免許証、旅券等)又は

顔写真のない身元確認書類2点(健康保険の被保険者証、国民年金手帳等)

(郵送の場合)

上記①、②の書類の写し、提出書類、110円切手と返信先の住所を記載した封筒(長形3号)を送付用封筒に入れて投函してください。

(保育所等に提出の場合)

上記①、②の書類の写しと提出書類を封筒に入れた上で、ご提出ください。

2 提出方法等

	提出方法	提出期限
オンライン	https://www.city.kawasaki.jp/450/page/0000153979.html こちらから手順・提出先の確認ができます。 	令和7年10月11日（土） ～10月24日（金）17：00
郵送	お住まいの区の区役所児童家庭課あて郵送（ご持参）してください。 郵送（提出）先住所は下記「お問合せ先（担当窓口）」のとおりです。	令和7年10月14日（火） ～令和7年10月24日（金） （消印有効）
窓口		令和7年10月14日（火） ～令和7年11月5日（水） （土曜、日曜、祝日を除く）
保育所等	現在利用している保育所等への提出も可能です。 ※新規申請できようだいの申請があり、併せて手続きをされる方は、オンライン、郵送、窓口のいずれかの方法でご提出ください。 ※保育所等への提出期限を過ぎた場合、お住まいの区の区役所児童家庭課窓口にご提出ください。	令和7年10月24日（金） まで

※書類不備の場合は受理できないことがありますので、早めの提出をお願いします。

転園希望の取扱いと注意点について

利用調整にあたっては、保育所等を利用していないお子さんの申請を優先します。ただし、転居等により利用中の保育所等の利用継続が困難な場合や、きょうだい別の保育所等を利用していて、どちらか一方の保育所等への転園を希望する場合等には、保育所等を利用していないお子さんの申請と同等に取り扱います。

- ※ 転園希望は年度内に限り有効です。
- ※ 令和7年度中に転園申請を提出している方も、再度申請が必要です。
- ※ 転居やきょうだい同園希望の場合を除き、育児休業取得中の方は転園できません（育児休業明け復職予定であれば申込み可能。）。
- ※ 転園先に内定した場合は、現在の保育所等に戻ることはできません。

川崎市外の認可保育所等を希望する方（転居・転勤予定の方）

希望する保育所等を管轄する市区町村に、締切日・必要書類等をご確認いただき、申請に必要な書類一式を揃えて、希望する保育所等を管轄する市区町村へご提出ください。また、併せて、お住まいの区の児童家庭課へご連絡ください。

【お問合せ先（担当窓口）】

川崎区役所地域みまもり支援センター児童家庭課

〒210-8570 川崎区東田町 8 TEL044-201-3219

幸区役所地域みまもり支援センター児童家庭課

〒212-8570 幸区戸手本町 1-11-1 TEL044-556-6688

中原区役所地域みまもり支援センター児童家庭課

〒211-8570 中原区小杉町 3-245 TEL044-744-3263

高津区役所地域みまもり支援センター児童家庭課

〒213-8570 高津区下作延 2-8-1 TEL044-861-3250

宮前区役所地域みまもり支援センター児童家庭課

〒216-8570 宮前区宮前平 2-20-5 TEL044-856-3258

多摩区役所地域みまもり支援センター児童家庭課

〒214-8570 多摩区登戸 1775-1 TEL044-935-3297

麻生区役所地域みまもり支援センター児童家庭課

〒215-8570 麻生区万福寺 1-5-1 TEL044-965-5158